

長崎地方裁判所法廷にて第7回口頭弁論が開かれました。

【原告：久木野教授】

【被告：長崎県公立大学法人】

第7回口頭弁論では、久木野教授(原告)が第5準備書面とが第6準備書面を陳述し、長崎県立大学(被告)が準備書面(4)を陳述しました。また、懲戒処分を決定した会議の議事録を提出するように、久木野教授は当初から裁判で求めていましたが、頑なに隠そうとする県立大学に対して、裁判所の提出命令を出して欲しいとの申立を行いました。本来は、懲戒処分が正当であったと主張する県立大学が、それを証明するために率先して提出すべき書類なのですが。